

働き方改革の概要 [簡易版]

◎ 働き方改革関連法について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が平成30年7月6日公布され、平成31年4月より、順次施行されている。

◎ 働き方改革とは？

日本が現在抱える問題として、具体的に次のようなものがある。

- ① 少子高齢化による労働人口の減少
- ② 長時間労働の慢性化
- ③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差
- ④ 有給取得率の低迷
- ⑤ 育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化 他

このようなことから、ワークライフバランス実現のための長時間労働の抑制、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（非正規雇用労働者の保護）、などを目的とした関連法（労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、労働者派遣法など）を整理するのが、「働き方改革関連法」による改正となります。

働き方改革関連法 施行スケジュール		施行日					
項目	区分	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	~	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
①時間外労働の上限規制	大企業	★					
	中小企業		★				
	自動車運転業務 建設事業						★
	医師						★
②勤務時間インターバル制度の導入促進							
③年次有給休暇の確実な取得							
④労働時間状況の客観的な把握		★					
⑤フレックスタイム制の拡充							
⑥高度プロフェッショナル制度の導入							
⑦月60時間超残業に対する割増賃金率の引き上げ	大企業	既に実施済み					
	中小企業					★	
⑧雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	大企業		★				
	中小企業			★			

◎ 特に長時間労働は健康面等において大きな支障を来す恐れがある

①肉体的疲労の蓄積

仕事において、不注意事項の頻発や重大なアクシデント（インシデントも含む）の発生が起こり得る。

②メンタルの不調

うつ病、不眠、アルコール依存、自殺

◎ 過重労働における事例

（事例1）電通事件：過重労働と上司のパワハラによる自殺事件（最高裁） 1991.8

長時間労働と酒の席での上司からの嫌がらせで、うつ病になり、その後、自殺。

この事件をきっかけに、社会的に過労死という認識が広がったと言っても過言ではない。

その後、会社が原告側に、損害賠償金として約1億6千万円を支払うことで結審した。

また、同社では2015年12月に当時新人だった女性社員が過労死ラインを超える長時間労働により、うつ病を発症し、会社の寮より投身自殺。過去に大きな事象が発生していたのにも関わらず、同じような事例が発生したことで、メディアを通じてクローズアップされ社内の体質が浮き彫りとなる。

（事例2）現役高校教員による過重労働裁判事件（大阪地裁） 2022.6

現役の教師が、学校や教育委員会を相手に訴えを起こすのは稀なこと。

教師は当時、ラグビー部顧問と卓球部副顧問、世界史、生徒の語学海外研修の取り纏めを行っていたが、過度の業務により、適応障害を発症。

地裁は、原告側に対し、230万円を支払うよう大阪府に命じた。

（事例3）長崎県 現役医師の過労死事件（長崎地裁） 2020.7

過労死水準をはるかに超える長時間を強いられた医師が、突然死した。

地裁は、地方独立行政法人長崎市立病院機構に対して、約1億7千万円の損害賠償を命ずる。

◎ 現場で働く医師や医療従事者の働き方に着目

コロナ禍の現在、現場で働く医師や医療従事者は、とてつもない業務量に日々追われている。

こうしたなか、今後、医師に対する「働き方改革」（令和6年4月施行）により、十分な医療体制を整備（医師の確保など）しておく必要がある。

特に地方の中核病院等は、大学病院から派遣される医師が日直や当直を担っているケースが多々ある。

地方が抱える医師不足の中、地方の病院や診療所の場合、日直を行い、そのまま夜勤、次の日は日勤といった36時間・48時間勤務という、過酷な長時間労働を行う医師は慢性化している。

今後、医師の「働き方改革」が施行された場合、36時間・48時間労働は、法定外超過勤務となる。また、超過勤務は1か月あたり45時間以内と定められ、違反をした場合には、雇用者に対して、法的な処罰が下されることになる。このため、今後は医師の数がこれまで以上に必要となり、医師の確保が出来ない医療機関は現行医師数だけでは、運営が困難となる恐れがある。

こうしたことを踏まえ、今後、地域の住民は医師の「働き方改革」を見据え、『地域医療の課題』などを整理しておく時期ではないか。